## 次世代育成支援対策推進法に基づく第5回行動計画

仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその 能力を充分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

◇ 策定事業主 社会福祉法人 大分県社会福祉事業団

◇ 策定日 平成29年3月31日

◇ 計画期間 平成29年4月1日~平成31年3月31日(2年間)

◇ 計画内容

番号	目 標	対 策
_	(ファギ井町下沿川)4)	(時期)
1	<ul> <li>【子の看護休暇取得促進】</li> <li>1 子の看護休暇について、時間単位で取得できるよう制度化を目指す。</li> <li>2 時間単位の取得制度化後、平成30年度の1年間において、下記のとおり取得回数に目標値を設定する。</li> <li>・小学校就業前の子を養育する職員の1年間における取得回数3回以上を目標とする。</li> </ul>	平成29年4月~ 〈内 容〉 1 平成29年度 ・「子の看護休暇」について、現 在の取得単位半日を時間単位 に変更・周知を図る。 2 平成30年度 ・1年間の取得回数に目標値を 設定する。
2	「所定外労働の削減のための措置」 毎週水曜日を法人全体の「ノーザンデー」(残業を しない日)とし、周知をはかるとともに、労働者の1 年間の所定外労働時間を360時間以内とする。	(時期) 平成29年4月~ (内容) 周知・浸透させるため、各所属の職業家庭両立推進者である副所属 長が積極的に呼びかける。 また、水曜日に業務上の関係で残 業をした場合、一週間の内に残業 をしない日を改めて決め、実行するよう呼びかける。 平成30年度に結果報告をまと める。
3	【WLB の浸透・定着促進】 管理職向けに、子育てを行う職員がキャリア形成 を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直 し等に関する研修を行い、各所属に浸透させる。	〈時 期〉 平成29年4月~